

17-19 世紀のマレー諸国と “アディル” 概念

西尾 寛治

防衛大学校人文社会科学群人間文化学科

はじめに

もとより「公正」や「正義」は、広く人間社会一般に認められる普遍的概念である。近世のマレー諸国では、それらの概念は“アディル”(adil) というアラビア語起源のマレー語で言及された。すなわち、それらの概念は、東南アジアでは13世紀後半以降に進展したイスラーム受容の動きと連動し、西アジア起源の外来語で言及されるようになったのである¹。

本論文では、人類社会共通の価値観といえる「公正」や「正義」が、近世から近代初期のマレー諸国という限定された時間と空間のもとで有していた個性を抽出する試みである。そのため、本稿ではアラビア語のアドル(adl)に起源するマレー語“アディル”に注目する。そして、その具体的な意味内容を検討することを通して、前植民地期マレー社会における「公正」、「正義」概念に迫りたい。

アディル概念に関する研究は未成熟な研究領域のひとつである。先行研究もひじょうに少ない²。だが、こうした研究は、次の2つの点でひじょうに有意義なものと考えられる。ひとつは、イスラーム世界における地域間比較の視座を提供することである。確かに、近年は東南アジアのイスラーム圏(またはイスラーム圏東南アジア)に関する研究も急増している。とはいえ、西アジア地域との比較の試みやそれを通してこの

地域世界の固有性を究明しようとする試みはいまだ活性化していない。もうひとつは、現代国家の政治文化の解明というテーマと接合しうることである。近年、マレーシアとインドネシアでは、“アディル”を党名に掲げる政党が登場し、社会変革を訴えて急速に支持を拡大している。具体的には、マレーシアの「人民公正党」(Parti Keadilan Rakyat, 略称 PKR)、インドネシアの「福祉正義党」(Partai Keadilan Sejahtera, 略称 PKS)³である。このことは、“アディル”概念が、その2つの国家の社会秩序の形成にとってきわめて重要な役割を果たしていることをよく示している。それゆえ、近代初期までの“アディル”概念の解明は、現代の東南アジア国家の政治文化の究明にも寄与しうる研究テーマに位置づけられる。

上述のように、考察対象としたマレー諸国では、イスラームの受容は13世紀後半に始まっている。とはいえ、東南アジア島嶼部地域のムスリムが自己のイスラーム性に注意を払うようになったのは17世紀頃からであった。例えば、17世紀前半のマレー諸国では、「シャリーア法廷設置」、「断食の励行」、「イスラーム法の罰則の適用」などの傾向が顕著になった⁴。また、イスラーム諸学の知識を貪欲に吸収しようとする動きも高まった。17世紀前半のイスラームの中心地アチェ

1 東南アジアのマレー諸国においても、当然ながら、「公正」や「正義」に相当する概念や語は古くから存在したと思われる。しかし、前イスラーム期のマレー諸国において「公正」、「正義」がどんな言葉で表現されていたのかという問いに対しては、文献上の制約などもあり、ここでは確たる解答を提示できない。ただし、後述するように、アディルの対義語として、“アニアヤ”(aniaya) というサンスクリット語が使用されることもかなりみられる。このことをふまえると、インド文明受容後のマレー社会では、「公正」、「正義」はサンスクリット語起源の言葉で言及されていた可能性が考えられる。

2 「公正」に関する先行研究として、東アジア、東南アジアと西アジアという3地域の比較を試みた(三浦 2004)がある。この論集は「公正」についての事例研究も収録しているが、残念ながら、東南アジアの「公正」を扱った論文は収録されていない。

3 両政党ともアディルに派生する名詞 keadilan を使用している。しかし、マレーシア研究およびインドネシア研究の専門家の見解に従い、ここでは「公正」と「正義」とに訳語を使い分けた。

4 17世紀のマレー諸国でイスラームへの傾倒が顕著となった理由として、以下のような点が指摘されている。第1は、ヨーロッパ勢力進出の影響である。16世紀に進出したポルトガルやスペインは、キリスト教布教や香料交易をめぐるムスリム商人と敵対した。16世紀末になると、オランダやイギリスも東南アジアへ来航したが、特にオランダは香料交易を自己の統制下におこうと画策し、しばしば在地の諸王国と対立した。第2は、西アジアやインドにおいて、16世紀以降イスラーム王国が隆盛したことである。スレイマン1世(在位1520-66年)治世のオスマン帝国やアクバル(在位1556-1605年)以降のムガル帝国の栄華はマレー諸国にも伝えられた。そして、ヨーロッパ勢力と対抗していたマレー人ムスリムを大いに鼓舞した。第3の理由は、マレー人支配者がイスラームを王権の強化に利用したことである。当時進展したイスラーム的規範の厳守やイスラーム法の罰則の厳格な適用には、臣下に対する取締りを強化しようとする支配者の思惑が強く作用していたという(Reid 1993:132-201)。

では、“キターブ・ジャウィ”(kitab Jawi: イスラーム諸文献のマレー語訳書)の作成が活性化している。その結果、クルアーン(コーラン)、ハディースはもとより神学、法学、スーフィズム(イスラーム神秘主義)関係のマレー語訳書が作成され、マレー諸国に流通していった(Mohd. Nor bin Ngah 1983)。

他方、19世紀は、欧米による植民地支配が地球的規模で進展した世紀である。無論、東南アジアもその例外ではない。とはいえ、19世紀前半当時、植民地支配はマレー諸国の隅々を覆い尽くしていたわけではない。ペナン、マラッカ、シンガポールの3港市が海峡植民地というイギリスの植民地に組み込まれているにすぎなかったのである。つまり、この論文が焦点をあてるのは、ムスリムとしての意識が強まった頃から植民地支配が波及しつつある時代までのマレー諸国である。

その時代における“アディル”概念の受容と展開を論じることがこの論文のテーマだが、考察を始める前にアプローチの方法について若干補足しておこう。

(1) “アディル”概念の受容について

“アディル”概念の受容に関しては、17世紀初期に編集された2つの文献の分析を中心におこなう。具体的には、『タジュ・アル・サラティン』(Taj al-Salatin)と『スジャラ・ムラユ』(Sejarah Melayu)である。前者は9点ほどのペルシア語文献をもとに1603年にアチェで編集された。この書は、イスラームの王国統治論ないしは支配者論をマレー諸国へ本格的に紹介する役割を担った。統治の指南書として広くマレー諸国に流通しただけでなく、ジャワでも好評を博し、19世紀にはジャワ語版も出版されたという(Hooykaas 1947: 173)(Bukhari al-Jauhari 1992: xvii-xxiv)。他方、後者は、1612年頃ジョホールで編集され、この王家の支配の正統性を主張するために編集された歴史叙述作品である(Roolvink 1983: xxvi-xxvii)。したがって、前者が理論書であるのに対し、後者にはマレー系王国の統治の現実がより忠実に反映されているといえよう⁵。本稿では、性格の異なるこの2作品の分析を通して、“アディル”概念の受容を考察したい。

5 この2つの文献は、アチェのスルタン・イスカンドル・タニ(Sultan Iskandar Thani: 在位1636-1641年) 宮廷に仕えたインド出身のアラブ人ウラマーであるヌルッディン・アル・ラニリ(またはヌル・アル・ディン・アル・ラニリ)(Nuruddin al-Raniri/ Nur al-Din al-Raniri)の歴史叙述作品『ブスタン・アル・サラティン』(Bustan al-Salatin)の執筆に影響を与えた。特に『タジュ・アル・サラティン』とは編別構成の類似も指摘されている(Nuruddin al-Raniri 1992: x: xii-xiii)(Teuku Iskandar 1995: 420)。

(2) “アディル”概念の展開について

これに関しては、マレー系国家の政治的諸制度と現地ムスリム住民の認識という2つの方向からアプローチしたい。そのため、18、19世紀に制定されたマレー系国家の諸規定や19世紀にシンガポール在住のムスリムによって執筆された旅行記『アブドゥッラーの航海記』(Kisah Pelayaran Abdullah)を取り上げる。なお、『アブドゥッラーの航海記』の作者アブドゥラー・ビン・アブドゥル・カーディル(Abdullah bin Abdul Kadir: 1797-1854年)は、イギリス支配下のマラッカやシンガポールでマレー語の通訳、書記、語学教師として活躍した人物である。ラッフルズにも仕えた彼は、母方からインド系の血筋を継承するアラブ人移住者の子孫であった。もっとも、彼自身はマラッカで出生し、植民地体制下のマラッカとシンガポールで生涯を送った。自伝的作品『アブドゥッラー物語』(Hikayat Abdullah)が示すように、彼は重層的なアイデンティティの持ち主であった。すなわち、アラブ人意識をもつと同時にマレー人としての意識ももっていたのである(アブドゥッラー・ビン・アブドゥル・カーディル 1980: 6-10; 288; 293-295; 303)。

(3) 考察対象とする概念について

「公正」、「正義」といった社会秩序に関わる概念については、次の点に留意する必要がある。すなわち、健康と同様に、この種の概念は通常はさほど意識されない。だが、まさに喪失されようとする状況、もしくはそれが喪失された状況において強く意識されるという点である。つまり、社会秩序の乱れがある一定の水準を越えた時、人は初めて「不正」が横行する社会を認識し、「公正」や「正義」の回復を希求するのである。このように、「公正」や「正義」は、むしろ不正や悪政を通して意識される。こうした点をふまえ、考察に際しては、“アディル”に注目するばかりではなく、その対義語であるザリム(zalim: 不正な、暴虐な)、アニアヤ(aniaya: 不正)⁶にも注意を払うこととする。

1. 西アジアの“アドル”概念

まず、“アディル”の語源である“アドル”が西アジアの社会でどのように位置づけられた概念であったか

6 ザリムはアラビア語起源のマレー語、アニアヤはサンスクリット語起源のマレー語である。

みてみよう。

1.1 “アドル”とその対義語

既述のように、マレー語、インドネシア語の“アディル”(adil)はアラビア語の“アドル”(adl)に起源する語である。アドルもやはり「公正」、「正義」を意味するが、本来の意味は「均衡」、「バランスのとれた状態」である。他方、アドルの対義語としては、ズルム(zulm)、マザーリム(mazalim)、ジャウル(jawr)などが挙げられる。そのうち、ズルムとマザーリムは「不正」、「悪行」「悪政」を意味し、ジャウルは「圧政」を意味した(長谷部2004:246)(新井2010)。

1.2 “アドル”概念：経済的文脈と政治的文脈

西アジアの社会において、アドルは経済的コンテクストおよび政治的コンテクストで使用された。経済的コンテクストでは、アドルは自然な状態における市場価格を意味した。すなわち、買占めなどの作為が介入しない状態で、需要と供給の「均衡」によって形成された物価を意味した(新井2010)。

政治的コンテクストにおけるアドルは支配者と密接に関わっていた。アドルは、前近代のイスラーム国家のムスリム支配者が備えるべき要件であったのである(長谷部2004:246-247)。このことは、「公正」(アドル)を「神の正義と恩寵」によるものとするイスラームの見解と一見矛盾するように思える。だが、イスラームが支配者を「地上における神の代理人」と位置づけていたことをふまえると、むしろイスラームとよく合致していることがわかる。

「公正」(アドル)を備えるべき要件とされた支配者は、社会的公正の維持に努めた。そのことを端的に示すのが、「マザーリム法廷」の設置である。マザーリム法廷とは、カーディーと高位の行政官で構成される支配者の法廷のひとつである。ここでは、官吏の不正に関連した裁判などを扱った。したがって、一種の行政裁判所といってよい。市民や地方民が行政に不満を抱いた場合、彼らは訴状をマザーリム法廷へ提出した。マザーリム法廷はその訴状を受理し、審議・裁定した(柳橋1999:183-184)(長谷部2004:247)。実際、マザーリム法廷には、官吏に既得権益を侵害された被治者がしばしば訴状を提出しており、支配者が官吏の不正・悪行を監督する上で重要な役割を果たしていた。もっとも、被治者の訴状を認める制度であったから、「上から」の監督機能を強化するばかりではなく、

「下から」の社会秩序の維持・形成に作用した側面もあった(加藤1995:137-138)。

また、西アジアの支配者は、しばしば「アドルの家」(ダール・アル・アドル)という建造物を王城やその近隣に建てた。この「アドルの家」は、被治者に対して王権の公正さや正義を視覚的に表現することを目的としたものであった。しかし、実際にはマザーリム法廷として利用されることもしばしばあったという(長谷部2004:247)。

2. “アディル”概念の受容

アドルに起源する“アディル”は、マレー諸国においてどのような概念として了解されていたのだろうか。17世紀初期の2つの文献を通してこの問いにアプローチしてみよう。

2.1 『タジュ・アル・サラティン』の分析

既述のように、『タジュ・アル・サラティン』は、イスラーム的な王国統治論ないしは支配者論をマレー諸国へ紹介する役割を果たした書である。この書の重要な目的は、アディルが支配者にとっていかに重要な概念であるかを力説することにあったと考えられる。そのため、アディルな支配者とザリムな支配者が常に対比され、その具体的イメージが豊富な事例を通して執拗に述べられている。

2.1.1 アディル

『タジュ・アル・サラティン』は、アディルは統治の重要性を2つの観点から指摘している。ひとつは社会的文脈からで、アディルな支配者を福祉・平和・繁栄の源泉と位置づけている⁷。言い換えれば、社会の福祉・平和・繁栄を維持する責務は支配者に属するということで、「上から」の社会秩序形成機能を指摘したものと理解できる。もうひとつは、支配者個人にとっての重要性だが、これについては神の加護をえることと述べている。なお、アディルな統治は、人間の一生に相当する期間神へ礼拝をささげることよりも重要と力説されている⁸。それでは、「アディルな統治」とは、具体的にどのような統治であろうか。『タジュ・アル・サラティン』が強調しているのは、「上位者の不正行為

7 「ムスリムはもとより人間一般の福祉、平和、繁栄は、アディルなラジャに起源する」(TAJ:65)。

8 「1日のアディルな法の行使は60年の礼拝にまさり、終末の日にも神のご加護をえることができる」(TAJ:66)。

に苦しむ臣下の救済」⁹である。そして、そのために臣下をよく監督することが必要とされる。

2.1.2 ザリム／アニアヤ

その一方、『タジュ・アル・サラティン』は、ザリム／アニアヤな統治が、王国や王権の喪失を招くと警告¹⁰を発している。それでは、もし支配者が不正なる支配者であった場合には、臣下はどうすればよいのだろうか。支配者を神の代理者とするイスラーム社会にとっては、これはより一層に深刻な問題である。だが、『タジュ・アル・サラティン』は、この問題に対してきわめて現実的な解答を提示している。すなわち、不正なる支配者を神と神の預言者の敵とし、それに敵対することを奨励している。ただし、敵対することが困難な状況下では、不正なる支配者に従うことも許容している¹¹。

2.2 『スジャラ・ムラユ』の分析

続いて、『タジュ・アル・サラティン』の少し後に編集された歴史叙述作品『スジャラ・ムラユ』の記述を検討してみよう。

2.2.1 アディル

まず、支配者の遺言に注目してみると、後継者にアディルな統治の実践や重要性を強調している。その内容は、『タジュ・アル・サラティン』とはほぼ一致している¹²。

『スジャラ・ムラユ』の編者は、明らかに名君とそれ

以外の支配者とを区別し、名君に対しては、アディル、ムラー(murah: 寛容な)、サクサマ(saksama: 慎重な)などの賛辞をささげている。このことから、その3点が支配者の要件であったことがわかる。アディルと称賛されている支配者は次の3人である。すなわち、スルタン・ムハンマド・シャー、スルタン・ムザッファール・シャー、スルタン・マンスール・シャーである(SMr: 88; 92; 100)。この3人はいずれもムラカ王国(1400頃-1511年)の全盛期の支配者である。

以上の2つの点から、この歴史叙述作品もアディルを支配者の要件とみなしていたこと、また『タジュ・アル・サラティン』と同様の論理でアディルな統治の重要性を指摘していたことがわかる。つまり、『スジャラ・ムラユ』も、「上から」の社会秩序形成・維持を言及しているのである。このことは、西アジアに起源するイスラーム的概念がマレー系国家で確実に受容されたことを示唆している。

2.2.2 ザリム／アニアヤ

他方、支配者が不正な場合の対応については、『タジュ・アル・サラティン』とは異なる対応が示されている。『スジャラ・ムラユ』の君臣誓約は、マレー人支配者に対し臣下虐待を禁じる一方、臣下にはザリムな支配者にも服従することを要求しているのである¹³。

『スジャラ・ムラユ』には、“ドゥルハカ”(derhaka: 支配者の意向に背くこと)という概念がしばしば登場する。しかし、それは「マレー人臣下はドゥルハカしない」という文脈で言及されることがほとんどである(SMr: 112-14; 125; 138; 154; 187; 163-64; 193)。その定型句が示すように、一般に前近代のマレー系国家では“ドゥルハカ”は重大なタブーとみなされていたといわれる。アチェでは弑逆事件が頻発した時期もあるので¹⁴、その見解をそのまま受け入れることはできない。ただし、少なくとも17世紀の段階では、不正なる支配者に敵対することは、マレー諸国ではきわめて異例であったといってもよい¹⁵。すなわち、17世

9 「上位者の不正に苦しむ(teraniaya) 神の奴僕[ムスリム]の訴えを調査し、その者をザリムな者から解放すること」(TAJ: 65-66)。

10 「王権の喪失はアニアヤより発生する」(TAJ: 70)。「王国もすべての偉大さも王権も喪失する」(TAJ: 70)。

11 「われわれは誹謗中傷や不名誉を避けるため、不正なる支配者の命に従う。だが、もしそうすることが困難でなければ、われわれは不正なる支配者の言葉や行為に従う必要はない。われわれは不正なる支配者の顔を見る必要すらない。なぜなら、不正なる支配者は神の法に背いているのだから。神の法に背き、シャリーアを拒否する者は、神と神の預言者の敵である。われわれは神の敵をわれわれの敵としなければならない。」(TAJ: 48)。

12 「お前[王位継承者]には神の奴僕[ムスリム]の監督が任されているのだから彼らが困難に直面した時は、即座に援助しなければならない。不正に苦しむ(teraniaya)場合は、すみやかに調査して善処しなければならない。最後の審判の日に神から重荷を課せられないように。預言者が述べるように、「最後に王は神から臣下の処遇について問われる」のである。それゆえ、神に愛されるよう、お前はアディルとサクサマにもとづいて統治しなければならない。[中略] 臣下が重罪を犯しても、イスラーム法に抵触しない限り即座に殺害してはならない。ハディースに「奴僕は主人の所有物」とあるように、臣下はお前の所有物だから。無実の者を殺害すれば、お前の王国は滅亡するであろう[以下省略]」(SMr: 150)。

13 「ラジャがどんなに邪悪でアニアヤ(ザリム)でも、ムラユの臣下はドゥルハカ(derhaka: 支配者の意向に背くこと)したり、ラジャから顔をそむけたりしない」(SMr: 57)。なお、19世紀初期に編纂されたヴァージョンではザリムを使用(SMd: 25)。

14 アチェでは16世紀後半に弑逆事件や貴族層が支配者を廃位する事件が頻発した(Nuruddin al-Raniri 1992: 3-6) (Reid 1993: 256)。

15 1699年にジョホールで発生したスルタン・マフムード弑逆事件は、いくつかのヨーロッパ人の記録にも書き留められている。いずれもこの事件が与えた衝撃の深さを述べている。なお、この事件については、(Andaya 1975) (西尾1990)を参照せよ。

紀の時点では、『タジュ・アル・サラティン』が提示した不正なる支配者に対する対応は、マレー諸国にはさほど受容されていなかったと思われる。

3. 18-19世紀に制定された諸規定

17世紀から18世紀にかけて、マラッカ海峡周辺では、イスラーム的価値観の浸透や南スラウェシからのブギス人移住者の増加をはじめとするさまざまな事件が発生した。それにより、この地域のマレー諸国は大きな社会変容を経験した。そして、新たな価値観の台頭もみられた。

3.1 18世紀ジョホール・リアウの『ムラユのラジャの慣習』(Adat Istiadat Raja-Raja Melayu)

『ムラユのラジャの慣習』と命名された諸規定はいくつかあるが、この18世紀ジョホール・リアウで定められた諸規定は、支配者や高官が不正な場合の対応について言及している点でひじょうに注目される。この『ムラユのラジャの慣習』によれば、「狂人」、「イスラームに背く」、「ザリム(不正)」のいずれかに該当する場合は、支配者や高官であっても、合意があれば廃位・罷免も可能と定めている¹⁶。なお、どの範囲の人々の合意が必要なのかはあいまいだが、支配層の合意がかなりの影響力をもっていたことは確かであろう。

この規定の内容は、上で検討した17世紀の2つの文献とも合致しない。だが、ここでは次の2つの点に注目しておきたい。第1は、ザリムな支配者にも服従することを要求していない点で『タジュ・アル・サラティン』に近いといえることである。第2は、イスラーム性やアディルが支配者のみならず支配層の要件として重視される時代に入ったことを示唆していることである。

3.2 19世紀のジョホールとパハンに関する

『即位儀礼の規定』(Aturan Bertabal)¹⁷

この19世紀の規定は、マレー諸国の支配者と貴族層とが即位儀礼の際に誓約をかわしていたことを示す興味深い文献である。新たな支配者には、アディル、

ムラー(寛容な)、マムール(makmur:繁栄)、サマ・ティンバン(sama timbang:慈悲)などの要求が提示されている。『スジャラ・ムラユ』と相違するものもあるが、アディルなどの4つが支配者の要件とされていたことを示している。なお、ここでは、臣下が誓約を破った場合については言及しているものの、支配者が誓約を順守しない場合にはまったく言及がない点にも留意しておきたい¹⁸。君臣双方が相互に誓約する形式をとっているとはいえ、支配者と貴族層の非対等な関係がそこに露呈されている。

以上2つの節では、17-19世紀のマレー語文献について分析を進めた。その結果として、以下の点が指摘されよう。

- 西アジアのアドル概念は政治と経済にかかわる概念であったのに対し、マレー諸国のアディル概念には経済とのかかわりが認められない。
- マレー諸国においても「公正/正義」(アディル)は重要な政治的概念であった。しかし、「マザーリム法廷」、「アドルの家」などの制度に関しては言及がなく、それらの制度の受容は疑問視される。
- イスラーム性強調という時代の潮流に対応し、18世紀以降は支配者の統治の質が問題視されるようになった。

4. 19世紀の文献『アブドゥッラーの航海記』

最後に、マレー系国家に臣属しなかったムスリム住民の旅行記を通してその認識に迫ってみよう。

4.1 19世紀のマレー諸国の惨状とその原因

『アブドゥッラーの航海記』は、シンガポールで活動していた作者がマレー半島東海岸のパハン、トレンガヌを経てクランタンに至る旅行の記録である。その3つのマレー系国家に関する興味深い記述がみられる。だが、19世紀のマレー諸国が一般に紛争の慢性化によって政治的混乱の渦中にあったことから、マレー人支配者やその統治に関する批判的コメントがかなりの割合を占めている。

とりわけ、クランタンについては、そこが作者の旅

16「ラジャ、トゥメンゲン、ブンダハラ、ラジャ・ムダは本来世襲職だが、狂人、イスラームに背く者、ザリムな者は国内住民の合意によって罷免も可能である」(Cod. Or. 1999:11)。

17『ヒカヤット・ジョホール・スルタ・パハン』(Hikayat Johor serta Pahang)に記されている。編者は19-20世紀のパハン宮廷の側近と推定される(Muhammad Yusoff Hashim and Aruna Gopinath 1992:28-32)。

18「ブンダハラ(またはトゥメンゲン)がアディル、ムラー、マムール(makmur:繁栄)とサマ・ティンバン(sama timbang:慈悲)に則した統治を新王に要求する。新王は慣習順守とアディルな法の行使を誓い、同時に臣下に忠誠を要求する。そこで、臣下を代表してブンダハラが忠誠を誓い、その誓いを破れば「新王のダウラッに打ちのめされるであろう」と返答する。その後、臣下が順次服従儀礼をおこなう」(HJSP:28-30)。

行の目的地であったため、クランタンのマレー人ムスリムの証言までも書き留めている¹⁹。彼らの証言の多くが支配者の“アニアヤ”に言及している。“アニアヤ”は通常「不正、不正な」を意味するが、証言の用例ではむしろ「悪政」と訳すほうが妥当であろう。証言では、仕事、食料、衣類の不足するほどの困窮が長期間続いていることが語られ、その原因は支配者の“アニアヤ”と指摘されている(KPA:72)。作者のアブドゥッラーもやはり支配者の統治を批判している²⁰。だが、アブドゥッラー自身はむしろ“ザリム”という語を多用している。また、神の道や法からの逸脱も指摘し、ムスリム支配者がイスラームを軽視していることを嘆いている(KPA:88)。

4.2 マレー人支配者に対する批判

アブドゥッラー自身のマレー人支配者に対するコメントでは、アディルな統治が支配者自身の来世にも重要なこと、また不正(アニアヤ)防止のために臣下を監督する責務などが言及されている。これらは、『タジュ・アル・サラティン』の記述と実によく符合している²¹。実際、アブドゥッラーは、マレー人支配者が『タジュ・アル・サラティン』を身近におき、有識者からアディルな支配者とザリムな支配者の相違について学習する必要があると述べている²²。したがって、アブドゥッラー自身も『タジュ・アル・サラティン』を熟読していたと考えられる。

19「マレー諸国では富裕者も安心できないことはこの世に知れ渡っているが、その原因の多くは、その国内における不正[アニアヤ]や誹謗中傷である」(KPA:57)。「[クランタンの]住民は“あまりにも不正[アニアヤ]がひどいので、マレーのラジャの下での生活にはこれ以上耐えられない」と述べた」(KPA:71)。「[クランタンの]住民は“ごらんなさい。わたしたちはもう長い間困窮してきた。仕事も食料も衣類も不足しています。”と答えた」(KPA:72)。

20「これらのすべての原因はラジャの不正[アニアヤ]と悪政である」(KPA:28)。「わたしは“それはすべてラジャの不正[ザリム]が原因です。ラジャの不正[ザリム]は国の崩壊の兆候です。”と返答した」(KPA:72)。「彼ら[ラジャ]は王国や伝統を維持できない。なぜなら、神の道や神の法から逸脱し、常に誹謗中傷をおこなっているだけから」(KPA:88)。

21「後に神は臣下をどう処遇したかについてラジャに問う。まっ先に地獄に入るのはザリムなラジャたちである。他方、まっ先に天国へ召されるのはアディルなラジャたちである。ラジャは臣下よりも偉大なわけではない。むしろ臣下より小さく卑しき者である。ラジャはすべてのムスリムの奴僕である」(KPA:73)。

22「神がある人間をラジャとするのはその者が誹謗中傷したり、10人の妻を抱えたり、不正[アニアヤ]に人を殺害したりするのを望んだからではない。他者の不正[アニアヤ]に苦しまぬように人間を監督させるためである。したがって、ラジャは『タジュ・アル・サラティン』を手元におき、アディルなラジャとザリムなラジャの相違について、しかるべき有識者から教えを請わなければならない」(KPA:73)。

4.3 マレー諸国と海峡植民地との比較

この旅行記でもっとも興味深いのは、マレー諸国とイギリスの直轄植民地である海峡植民地とを比較している部分であろう。ここで、アブドゥッラーはマレー諸国を痛烈に批判する一方、海峡植民地を評価している。つまり、マレー人ムスリムの君臨する国家を批判し、キリスト教徒の統治する植民地を肯定的に評価しているのである。なお、彼が両者の相違点としてあげているのは、次の7点である(KPA:89-90)。

- (1) 財産・生命その他の安全性の有無
- (2) 信用の有無
- (3) 無法にふるまうハンバ・ラジャ(王の奴隷)の有無
- (4) 無職で怠惰な生活を送る者の数の多少
- (5) 臣下の生活全般を規制するラジャ(支配者)の慣習の有無
- (6) ラジャに奉仕するための労役の有無
- (7) マレー諸国では宗教を軽視

海峡植民地でその生涯のほとんどを過ごし、またイギリス人などの欧米人と交友したため、基本的に彼がイギリス人側に近い視点をもっていたことは確かであろう。だが、この7つの相違点は、アブドゥッラーが住民の福祉にかかわる要素に注目していたことを示している。その根底にあるのは、アディルな統治とは社会の福祉・平和・繁栄の維持であり、それこそ支配者の責務という『タジュ・アル・サラティン』と同様の見解であろう。また、(7)から、彼がマレー諸国をイスラームの教えがよく順守されていない国々と認識していたことがわかる。マレー諸国に対する低い評価は、おそらくこのことが大きく影響していたと考えられる。

結論

本論文では、“アディル”概念に注目することにより、近世から近代初期のマレー諸国における「公正／正義」概念やこの地域の個別性を抽出することを試みた。その結果は、下記のようにまとめることができる。

- (1) 西アジアに起源する“アディル”概念の受容は、マレー諸国では17世紀以降に進展した。受容されたのは、特に政治的文脈においてであった。
- (2) “アディル”な統治は、東南アジアのマレー諸国で

も支配者の重要な責務と認識された。特に18世紀以降になると、支配者あるいは支配層の統治がイスラームやアディルを基準に問題視されるようになった。すなわち、社会秩序の維持に対する関心が一定水準まで高まった。

- (3) ただし、「マザーリム法廷」などの制度の導入については不詳である。したがって、前近代のマレー世界では「下から」の社会秩序維持の制度化が西アジアほどには進展しなかった可能性が考えられる。
- (4) 17-19世紀のマレー諸国において、「公正」、「正義」とは、福祉・平和・繁栄のための社会的秩序の維持を意味し、それは支配者の責務と認識されていた。すなわち、「公正」、「正義」は基本的に「上から」のはたらきかけによって達成されるものであった。ただし、18世紀以降になると、上位者のそうした機能を下位者が監督するような規定も制定されるようになった。

略 号

Cod. Or. 1999: Mukhtasar Twarikh al-Wusta.
HJsP: Hikayat Johor serta Pahang.
KPA: Kisah Pelayaran Abdullah.
SMd: A. Samad Ahmad (ed.). 1986[1979]. *Sulalatus Salatin (Sejarah Melayu)*. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
SMr: Winstedt, R. O. (ed.). 1938. "The Malay Annals or Sejarah Melayu: The Earliest Recension from MS. no. 18 of the Raffles Collection in the Library of the Royal Asiatic Society." *Jouenal of Malayan Branch of Royal Asiatic Society*. 16 (3):1-226.
TAJ: Taj al-Salatin.

参考文献

未刊行文献

Arkib Negara Malaysia Cawangan Selatan, SP 7/90: *Hikayat Johor serta Pahang*.
Universiteitsbibliotheek Leiden, Cod. Or.1999: *Mukhtasar Twarikh al-Wusta*.

刊行文献

- 新井和広 2010「中東における公正(アドル)概念」西尾寛治・山本博之(編著)『マレー世界における「アディル」(公正／正義)概念』(CIASディスカッションペーパー)、京都大学地域研究統合情報センター、pp. 12-17。
- Abu Hassan Sham. 1981. "Undang-Undang Lima Fasal dari Riau." *Malaysia dari segi Sejarah*. 10.
- Abdullah bin Abdul Kadir (Kassim Ahmad (ed.)). 1981 [1960]. *Kisah Pelayaran Abdullah*. Petaling Jaya: Fajar Bakti.
- アブドゥッラー・ビン・アブドゥル・カーディル(中原道子訳) 1980『アブドゥッラー物語』平凡社。
- Andaya, L. Y. 1975. *The Kingdom of Johor 1641-1728*. Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- A. Samad Ahmad (ed.). 1985. *Kerajaan Johor Riau*. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- Brown, C. C. (tr.). 1983 [1970]. *Sejarah Melayu or Malay Annals*. Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- Bukhari al-Jauhari (Khalid. M. Hussain (ed.)) 1992 *Taj us-Salatin*. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- 長谷部史彦 2004「アドルと神の価格」三浦徹他編『イスラーム研究叢書 4 比較史のアジア——所有・契約・市場・公正』東京大学出版会。
- Hooykaas, C. 1947. *Over Maleise Literatuur*. Leiden: Brill.
- 加藤博 1995『中東イスラム世界 6 文明としてのイスラム——多元的社会叙述の試み』東京大学出版会。
- 三浦徹他編 2004『イスラーム研究叢書 4 : 比較史のアジア——所有・契約・市場・公正』東京大学出版会。
- Mohd. Nor bin Ngah. 1983. *Kitab Jawi*. Singapore: Institute Southeast Asian Studies.
- Muhammad Yusoff Hashim & Aruna Gopinath. 1992. *Tradisi Persejarah Pahang Darul Makmur, 1800-1930*. Petaling Jaya: Tempo Publishing.
- 西尾寛治 1990「ジョホール王国史上の転換点: スルタン・マフムード殺害事件(1699)について」『東方学』第79編。
- Nuruddin al-Raniri (Siti Hawa Haji Salleh (ed.)). 1992. *Bustan al-Salatin*, Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- Reid, A. & L. Castles (eds.). 1975. *Pre-Colonial State Systems in Southeast Asia*. Kuala Lumpur: The Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society.
- Reid, A. 1993. *Southeast Asia in the Age of Commerce*,

1450-1680. Vol.2. New Haven: Yale University Press.

Roolvink, R. 1983[1970]. “The Variant Versions of the Malay Annals.” in Brown, C. C. (tr.). *Sejarah Melayu or Malay Annals*. Kuala Lumpur: Oxford University Press.

佐藤次高 1999 「イスラーム国家論：成立としくみと展開」『岩波講座世界歴史10 イスラーム世界の発展』岩波書店。

Taufik Abdullah. 1993. “The Formation of a Political Tradition in the Malay World” in: Reid, A. (ed.). *The Making of an Islamic Political Discourse in Southeast Asia*. Clayton: Centre of Southeast Asian Studies Monash University.

Teuku Iskandar. 1995. *Kesusastran Klasik Melayu Sepanjang Abad*. Brunei: Universiti Brunei Darussalam.

Tol, R. & J. J. Witkam (eds.). 1993. *Mukhtasar Twarikh al-Wusta: A Short Chronicle of the Riau Region*. Leiden: Indonesian Linguistics Development Project and Legatum Warnerianum in the Library of Leiden University.

柳橋博之 1999 「イスラーム法と統治システム」『岩波講座世界歴史10 イスラーム世界の発展』岩波書店。